民間企業様向け クラウドサイン利用ガイド





弁護士ドットコム監修

契約締結から契約書管理まで可能な クラウド型の電子契約サービス

契約交渉済の契約書をアップロードし、相手方が承認するだけで契約を結ぶことが出来ます。 書類の受信者はクラウドサインに登録する必要がありません。

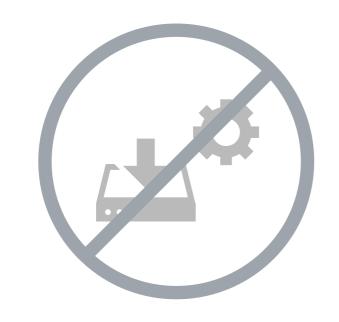




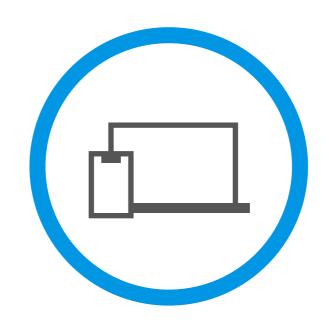
2. 締結フローについて



特別な準備は一切必要ありません メールアドレスで認証し、今すぐご利用いただけます。



設定やインストール等は不要



お手持ちのPC スマートフォンだけでOK



契約締結は3ステップで完了

届いたメールからPDFの書類を開封し、ボタンひとつで契約を結ぶことが出来ます。 受信者はクラウドサインに登録する必要はありません。





締結フロー

PCで契約締結する場合



STEP01-1. クラウドサインから届いた「確認依頼」メールに記載されたリンクをクリックします。



メールに記載されたリンク (上図赤枠内)をクリックすることで、書類確認の画面を開くことができます。 タイトル例:サイン次郎様 (株式会社クラウドサイン)から「秘密保持契約書」の確認依頼が届いています。

STEP01-2. 利用規約(https://www.cloudsign.jp/tos)を確認し、「利用規約に同意して確認」ボタンをクリックします。





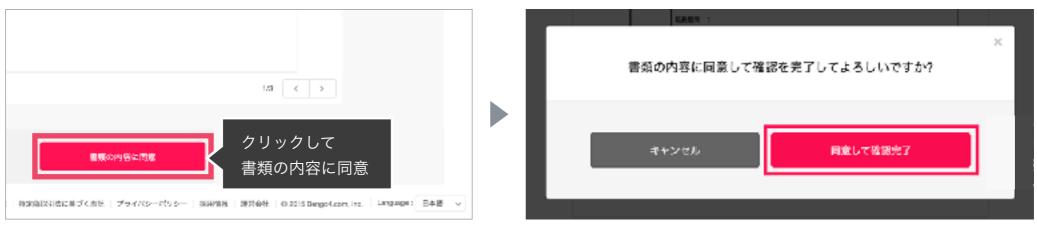
STEP02-1. 契約書の内容を確認し、入力項目をクリックして入力項目に必要な項目を入力します。



送信者から入力項目を指定されている場合には「フリーテキスト」欄または「押印」欄をクリックし、必要な内容を入力してください。フリーテキスト欄や押印欄は送信者により任意で設定され、これらの項目無しで送付される場合もございます。

※本サービスでは、合意締結そのものは双方が「同意」ボタンを押下することによって形成され、押印は一般の商慣習に合わせた擬似的なものです。

STEP02-2. 同意ボタンをクリックし、合意締結を完了します



「書類の内容に同意」ボタンをクリックします。

さらにポップアップにて確認画面が出ますので「同意して確認完了」ボタンをクリックします。

この時点で合意締結が完了し、書類に改竄不可能な電子署名の処理が施されます。



STEP03. 電子署名が施された締結済み文書のPDFファイルをメールで受け取り、ファイルを保存します。

	CLOUDSIGN
	締結完了
	株式会社クラウドサイン クラウド花子 様 書類の合意終結が完了しました。
	秘密保持契約書 From William 様
	書類を推認する
	本メールは送信専用ですので、ご返信いただいてもお答えできません。
	© 2015 Bango4.com,line.
合意締結済∂ (電子署名)	らのPDFファイル へり)

メールに添付されたPDFは、クラウドサインに登録していなくても保存することができます。 クラウドサインに登録した場合には、書類の保管機能・検索機能など、より便利な機能を利用することができます。



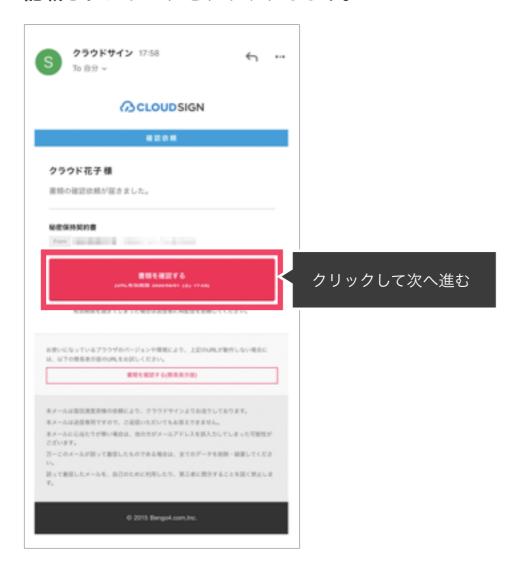
締結フロー

スマートフォンで契約締結する場合



STEP01-1.

クラウドサインから届いた「確認依頼」メールに 記載されたリンクをクリックします。

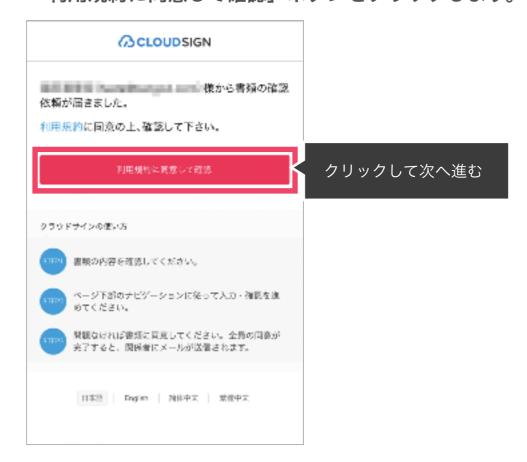


メールに記載されたリンク (上図赤枠内) をクリックする ことで、書類確認の画面を開くことができます。

タイトル例:サイン次郎様(株式会社クラウドサイン)から「秘密保持契約書」の確認依頼が届いています。

STEP01-2.

利用規約(https://www.cloudsign.jp/tos)を確認し 「利用規約に同意して確認」ボタンをクリックします。





STEP02-1.

契約書の内容を確認し、入力項目をクリックして入力項目に必要な項目を入力します。



書類が開いたら内容を確認します。

送信者から入力項目を指定されている場合には「入力を始める」から入力欄を選択し、「入力する」をタップします。 「入力する」をタップするとスマートフォンのキーボードが立ち上がるので、文字の入力を行います。 フリーテキスト欄や押印欄は送信者により任意で設定され、これらの項目無しで送付される場合もございます。

※本サービスでは、合意締結そのものは双方が「同意」ボタンを押下することによって形成され、押印は一般の商慣習に合わせた擬似的なものです。



STEP02-2.

同意ボタンをクリックし、合意締結を完了します





「書類の内容に同意」ボタンをクリックします。

さらにポップアップにて確認画面が出ますので「同意して確認完了」ボタンをクリックします。

この時点で合意締結が完了し、書類に改竄不可能な電子署名の処理が施されます。



STEP03.

電子署名が施された締結済み文書のPDFファイルをメールで受け取り、ファイルを保存します。

⊘CLOUDSIGN		
締結完了		
クラウド花子 機 書類の合意締結が完了しました。		
秘密保持契約書 From		
機能を確認する		
本メールは近位専用ですので、ご表面いただいてもお賞えできません。		
ib 9015 Rengo4.com, inc.		
01fhfyma3ztnz7h nv9cqqyezryym PDF 合意締結済みのPDFファイル (電子署名入り)		

メールに添付されたPDFは、クラウドサインに登録していなくても保存することができます。 クラウドサインに登録した場合には、書類の保管機能・検索機能など、より便利な機能を利用することができます。



書類の転送機能

受信した書類は他の契約締結権限者に転送することが可能です。

例えば、書類を受信したが自分に決裁権限がない場合、社内の決裁権限者に転送、 適切な権限者が同意することで、法的な有効性を担保することができます。





1. 契約書のURLにアクセスした後、右上の転送機能をクリックします。



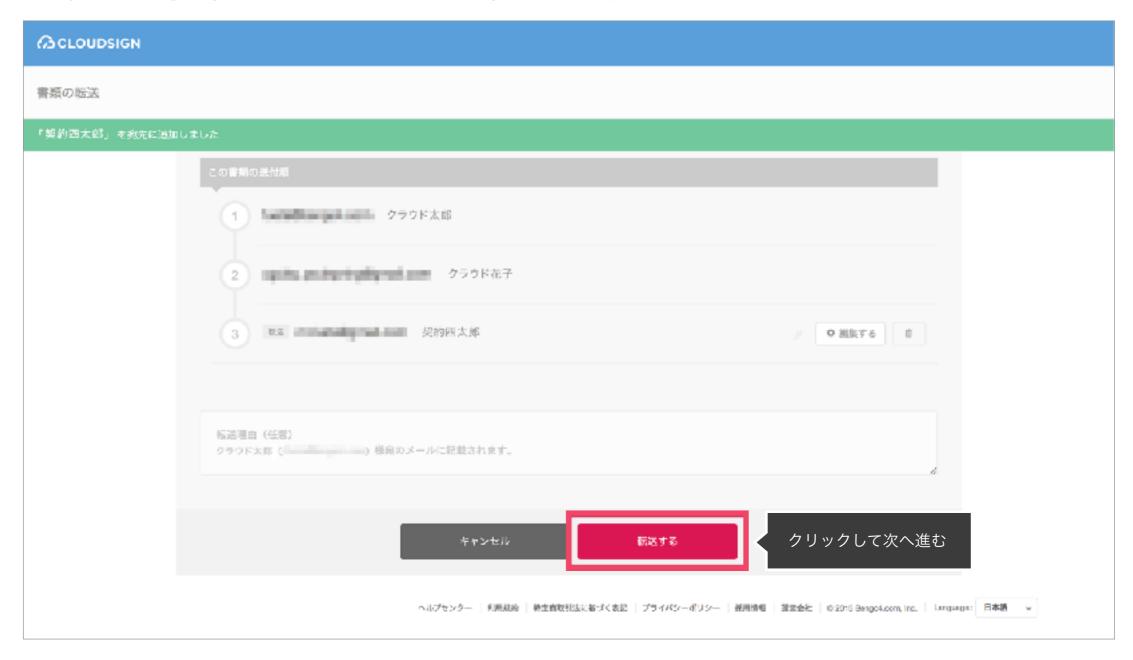
2. 転送先の宛先・メッセージ(任意)を追加します。





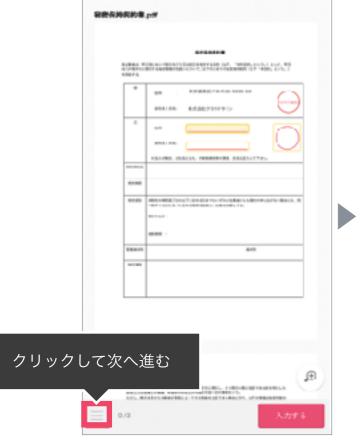


3. 宛先追加完了後、転送するボタンをクリックして転送完了です。





1. 契約書のURLにアクセスした後、左下のアイコンをクリックした後「書類を転送する」をクリックします。





2. 転送先の情報を入力し、「同意して転送完了」ボタンをクリックし、転送完了です。





3. 電子契約にするメリット





締結スピードUP

取引(サービス導入&連携)の 開始が早くなる



コスト削減

印紙・郵送・印刷・保管費用 などが不要に



紛失リスクゼロへ

書類の場所がわからない 誤って破棄、郵送中の紛失、を解消





1. 強固なバックグラウンド

運営会社は**弁護士ドットコム株式会社。適法性・証拠力**はもちろん高度なセキュリティーも◎



2. 導入社数 10万社超

導入社数10万社を超え、**電子契約市場シェアNo.1**※のサービス。

※電子契約サービス主要12社において、有償・無償を含む発注者側ベースでの利用登録社数(株)矢野経済研究所調べ2019年7月末現在



3. 気軽に問い合わせできる

アカウントをもっていなくても直接チャットにて問い合わせが可能。



4. 直感的に使いやすい操作画面

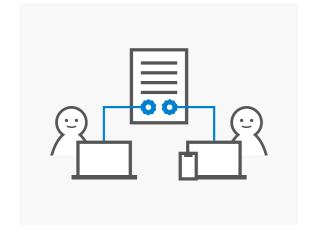
グッドデザイン賞も受賞した、シンプルで使いやすいデザイン。



5. 登録不要・無料で使える

受信者はアカウント登録することなく合意締結が可能です。したがって、費用も一切発生しません。











契約締結

たったの数分間で契約を 締結することができます

契約書保管

セキュアな保管機能で、 コンプライアンスの強化に も役立ちます

契約書検索

契約書名や企業名、日付や 金額等、様々な条件での検 索が可能です

本人確認

メール認証に加え、送信者の 任意でアクセスコード認証が ご利用いただけます

クラウドサインへの登録方法

クラウドサイン(https://www.cloudsign.jp/)にアクセスし、メールアドレスとパスワードの設定をしてください。 新規の書類送信件数が **月5件、ユーザー数1名までであれば、ご利用料金は無料**です。



5. よくある質問



Q. 紙でなく電子で本当に問題ないの?

A. 契約の方式は自由であり、電子文書による契約も適法です。

原則:契約方式の自由

契約締結の方式は、原則として自由とされています。

書面でなくとも、口頭、eメールのような方式のほか、電子文書によりクラウド上で契約を締結することも可能であり、クラウドサインによる契約締結も当然適法なものです。

なお、この契約方式の原則は、2017年に成立した改正民法にも 明記されています。

Q. クラウドサインにおける証拠力担保の方法は?

A. クラウドサインはお客様・取引先様に代わり弁護士ドットコム 株式会社名義で電子署名を施す、新しい方式を採用しています。 弊社が代わって電子署名を施すため、お客様・取引先様は電子証 明書の取得が不要です。

加えて認定タイムスタンプを付与しているため、「誰が」「何を」「いつ」を長期的に証明することが可能です。

Q. 無権代理リスクの対応は?

A. 契約締結権限者自身がクラウド契約の送受信を行うことを推奨しています。文書に押印があってもその押印が権限のない者による押印だった場合にはその文書の真正な成立が認められないのと同様、契約締結権限者以外の者が、権限者からの委任/承認なく会社を代理してクラウド上で契約締結した場合、無権代理を主張され、契約が無効となるリスクが生じます。

このリスクを最小化するために、押印における原則と同様、契約 締結名義者および権限者自身により、送受信の作業を行ってい ただくことを推奨いたします。

Q. 契約締結権限者が送受信しない対応は?

- **A.** 契約締結権限者が送受信を行わない場合、代替案として以下の方法をご検討ください。なおこの場合、社内規定において、電子署名による契約を署名代理により行う旨を規定しておくことを推奨いたします。
- ①別途社内で契約締結権限者の承認を得た上、署名代理し、 使者として送受信を行う
- ②契約締結権限がある者を送受信宛先に含める

契約締結権限がある者に締結した書類を転送/共有する機能も提供しています。